

アルケイアー記録・情報・歴史―
第三号 二〇〇九年三月 九五―一二頁
南山大学史料室

アーカイブズの収蔵対象

永井英治

What is Archival Collection?

NAGAI Eiji

archeia: documents, information and history

No.3 March, 2009 pp.95-112

NAnzan University Archives

アーカイブズの収蔵対象

永井英治

はじめに

アーカイブズの収蔵対象について近年の論調は、これを限定する傾向にあることが指摘できる。⁽¹⁾この背景には、アーカイブズが現実を抱える物的・人的条件の問題があり、アーカイブズを含む文化施設そのものの存続が困難な現状がある。⁽²⁾このような状況では、現状維持は目標となり、どのような機能を削減することが最も影響が少ないかという議論が課題となりかねない。その場合でも、アーカイブズの根幹機能は何かという意識が働くはずであるが、アーカイブズとは何かという本質的な議論が、アーカイブズの現状を肯定するための議論になってしまっているのではないかという危惧を感じる。それがアーカイブズの収蔵対象を制限し、さらにはアーカイブズの機能・活動を抑制するものにつながっていったら、未だ黎明期を脱しきれない日本のアーカイブズにとって桎梏となる可能性が否定できない。

大学アーカイブズに例をとってみると、大学史料として列挙されたものと、大学の業務文書を中心に置く大学アー

カイズの収蔵対象には相違があると理解されているが、これは何よりも、それらの史料を収蔵する目的の相違として理解される。ただし、国立大学と私立大学のアーカイブズに機能上の相違を認める理解があるように、史資料収蔵施設の機能・目的において、大学という設置母体の共通性にも関わらず、現実には一定していない。個々のアーカイブズが抱える条件の差異や、期待される機能の相違には十分な配慮が必要であるが、アーカイブズとは何かという本質論は意識されるべきであろう。

アーカイブズが何を収蔵対象とすべきかという議論は、間違いなくアーカイブズとは何かという問いに帰着する。この稿で問題にただちに回答ができるものとは考えていないが、アーカイブズとは何かという問いを意識しながら、アーカイブズが収蔵対象を抑制することを肯定する論調を検討することは可能であろう。

一 アーカイブズ収蔵対象をめぐる議論

(1) 業務文書とアーカイブズ

議論の前提として、まず、アーカイブズとは、アーカイブズ設置母体の業務文書のうち非現用となったものを保管する施設であるという理解を確認しておこう。したがって、このような機能を果たさない施設は、単に名称の問題ではなく、アーカイブズとは異なる施設と理解される。

しかし、特定の主題に即した史資料収蔵機関がアーカイブズと称されることがあるように、非現用となった業務文書を扱う施設でなければアーカイブズではないとすれば、混乱が生じることも予想される。⁽⁵⁾たとえば東京大学史料編纂所は現代日本国家のアーカイブズではないが、前近代とくに古代中世の日本社会と国家についての文書記録⁽⁶⁾もんじょ。

を、オリジナルの収集という形を取らずに収集保管している施設であることは間違いない。ただし、特定の主題に即した史資料収蔵機関は、目的に合致する史資料だけではなく、その業務に関わる文書記録を保管し、利用に供することが求められる。アーカイブズは、自分自身についてのアーカイブズを必要とするのである。これは、非現用となった業務文書を収蔵するアーカイブズでも変わらない。アーカイブズの業務を遂行する過程で作成された業務文書は、当該アーカイブズみずから保管しなければならない。

それは、アーカイブズであるから、史資料収蔵機関であるからではない。また、国家機構であるから、自治体の施設であるからでもない。社会において、業務に責任を有する組織は、業務の適正性を担保する文書記録を作成保管することが求められるのであり、その機能の一端を担う施設としてアーカイブズがある。私立大学は、公共性を有する教育機能を担う存在であるから、それが適正に行なわれていることを挙証する責任を有する。この挙証責任を担保する文書記録が現用文書である場合は、該当する事務部門が管理下にある文書記録に拠って業務の適正性を証明するのであるが、それが非現用となっていた場合に対応するためアーカイブズがある。大学アーカイブズの現状に即した分析を否定するものではないが、私立大学もまた公共性を有した存在であることを看過すべきはない。

以上のように、非現用となった業務文書を収蔵対象とすることは、特定の施設に要請される機能ではなく、社会に対して挙証責任を有する組織が本来的に果たす機能として理解されるべきである。それが、複数の組織に対してひとつ設置されるか、それぞれが有することになるかは、具体的な議論の中でもっとも適切な方法が模索されることになる。

以上の理解に立ったとき、当該組織およびこれを含む設置母体の非現用となった業務文書を収蔵対象とすることは、アーカイブズを理解する大前提となる。したがって、この機能を持たない組織に対して働きかけをなすことは、

公共性（の一端）を果たす組織であるという自覚を促すことに他ならない。現在の日本では、アーカイブズの設定を求めるところから始めていかなければならないのであるが、組織にとってそれは必要不可欠な機能であるという認識を求めることが必要であろう。

（2）アーカイブズ収蔵対象の抑制

前節を議論の前提とすれば、アーカイブズの収蔵対象についての議論は、非現用となった業務文書以外の扱いが問題とされることは明白である。⁽⁸⁾ 事実、ここから、議論が分かれるのである。

最も限定的な主張は、非現用となった業務文書以外を収蔵すべきは、アーカイブズではないとする。ここでの基準は業務文書であるか否かに求められるが、何が業務であるかの弁別とともに業務文書自体の判断基準も問題になる。

大学アーカイブズに関して、私は先に、大学の業務は大学の管理運営に限定されるのではなく、教育・研究に関して作成された文書記録等の保管も行なうべきではないかと提言した。⁽⁹⁾ 菅真城は大学アーカイブズの現状に注意を払いながら、教育・研究資料の収集を挙証責任の視点から必要と位置付けている。⁽¹⁰⁾

これに対して、「組織としての営み」という視点から大学の業務を捉え、大学アーカイブズの収蔵対象を業務文書に限定する指向がある。⁽¹¹⁾ そこでは、教育・研究に関する資料は、個別具体的な事情に即して収集されるという周縁的な扱いを受ける。そのような扱いをされる大きな理由として、教育・研究に関する史資料は無制限に拡大する恐れがあり、大学アーカイブズの業務が収拾をつけられなくなるという危惧が挙げられる。また、研究資料の保管施設として大学アーカイブズが適切であるかという疑問も提示され、そのための専門施設が必要と論じられる。

大学アーカイブズだけが大学で行なわれた／大学教員が行なった研究に関する資料の保管施設として適切であるとは考えないが、研究資料は大学アーカイブズの収蔵対象として不適切であると断定する根拠は、現状に根ざすか、アーカイブズ一般論に収斂するものでなければ、積極的に提示されていないのではないか。もちろん、当該大学の特色ある教育・研究に即した博物館が設置されている場合、博物館での有効利用を模索することも可能であろう。その場合、情報の共有といった連携が重要となる。何より、大学アーカイブズに受け入れられないことが直ちに資料の廃棄につながる危険は避けるべきであろう。

自治体アーカイブズについても、業務文書の理解を狭くすることで収蔵対象を制限する主張が見られる。なかでも、業務主体の組織体として連続性を重視し、組織に根本的な変更があった場合、組織として保管する責任がないとの主張⁽¹³⁾には驚愕する。廃棄の事実を免責するための論理を構築することが、アーカイブズ学の課題なのであるのか。

次に、アーカイブズの「核」を設定した上で、設置母体の特色に対応して、若干の広がり⁽¹⁴⁾を許容する発想がある。この理解は、設置母体の特色に応じて汎用可能なモデルとして評価されるが、業務文書を中核に置く点では、それ以外の文書記録との間に序列化を見出すことができる。大学アーカイブズの「核」も管理運営のための文書記録にあり、教育・研究は、大学という組織の特徴に応じて追加されるものとみなされ、自治体アーカイブズでは、民間伝来の文書記録が、追加されるものとなる。

これらの議論は、アーカイブズとは何かという理念を重視して立論されているが、業務文書の重要性を主張する背景には、アーカイブズが設置されてもなお業務文書の適切な保管が果たされない危機感がある。

(3) 地域資料とアーカイブズ

既に民間伝来の文書記録等、地域の歴史資料を所蔵している自治体アーカイブズでは、積極的に地域資料を収集しているようにする施設と、新規の受け入れを停止している施設がある。自治体アーカイブズは、実際に民間伝来の歴史資料を収蔵していることが多いのであるが、地域資料に対する姿勢は一致していない。これは、地域への姿勢、地域のアーカイブズとして自己を位置付けているか否か、言い換えれば、どのようなアーカイブズであろうとするかの問題である。また、民間伝来の歴史資料を収蔵することが議論される背景には、それらを自治体アーカイブズが収蔵することの是非も問われる。ここでは、自治体史編纂で収集した史資料の保管という問題と、自治体史編纂と同様に自治体アーカイブズ設置の契機となる民間からの史資料の寄贈・寄託について考えなければならぬ。いずれも、それらを保管する施設の必要性が謳われることに始まるが、ここではより根本的な問題をまず考えておきたい。

それは、もともと民間に伝来した史資料を自治体の施設が保管しなければならないのはなぜかという疑問に発するようである。所有権を個人に保留したままの寄託資料を自治体が保存の代行するのはなぜか。私はこのような問いそのものに疑問を覚えるが、文化施設を切り捨て行政が横行する現在、このような問いに対して説得力ある回答を用意しておくことは必要であろう。とくに、文化財に指定されなければ文化財ではないから、文化財担当の行政施設が関与すべきではないという見解が当の関係者から提示される現代日本社会では、これは残念ながら杞憂ではない。

著作権が数百年前に消滅している古文書や古記録を翻刻し、史料集に掲載する場合、現状では所有者に承諾を求める。ほとんどが承諾を得られるが、稀に承諾を拒否されることがある。すでに調査が行なわれて内容が知られて

いる史資料について、所有者が掲載を拒否できる根拠はどこにあるのであろうか。

民間伝来・所有の史資料を公共施設が保管することへの忌避と、史資料を所有する個人が複製資料の利用すら拒否すること、この二つは異なるようで同じ意識に発するものと考えられる。そして、それは地域資料をどのように考えるかという問題に通じる。

地域の歴史を知ろうとする人々に、そのための素材を提供することが、自治体アーカイブズで民間伝来の文書記録を地域資料として保管し利用に供する意義であると考えるなら、民間伝来の史資料を自治体アーカイブズで保管する行為は、個人もしくは団体が保持してきたことの代行ではない。伝来の事実自体は史資料を理解する重要な情報であるが、自治体アーカイブズでは、地域の史資料としてそれらを保管する。当該地域の現在に繋がる過去を知る手がかりとして、地域資料は保管・利用される。このように考えれば、当該史資料の現在の所有者は、伝来に関わる情報のひとつではあるが、それが自治体であるか個人・団体であるかはここでの議論にとって中心的な問題ではない。さらに、当該地域の過去を知る素材としての史資料の多くは、公共性を有する文書記録として作成され保管されたことを認識すべきである。⁽¹⁵⁾ 人格的な支配のみで権力が成り立つものではないし、権力の下請けも公共性と緊張関係を無視することはできない。

このように、地域資料を自治体アーカイブズが収蔵対象とすることには根拠があり、地域資料として民間伝来の文書記録は自治体アーカイブズの収蔵対象となると考える。しかし、新規の受け入れを停止する発想には、現場の制約という条件以外にも要因があると考えられる。それは、地域資料中心に出発した自治体アーカイブズが、業務文書中心に機能を転換していくことで、アーカイブズとしてのあり方を変えていくとする動きである。近現代史料の保存運動を顧みれば、一九六〇年代前半までは民間伝来の文書に重心が置かれていたが、公文書館の設置を経

て、公文書を主体とした活動にシフトしつつある。これまでも、あまりにも公文書保存が軽んじられてきたことの反省として、この傾向を否定することはできない^{①7}。それは、アーカイブズが歴史学から自立する運動として理解可能であるが、近年の論調は歴史学の排除と言わなければならない。成果を継承しつつ独自の意義を主張することと排除は違う。ことさらに反感を招く感情的な表現を多用し、対立の構図を演出することで何が得られるのであろうか。議論すべきは、アーカイブズの一形態である自治体アーカイブズは、地域資料の保管機能を切り離し、非現用となった行政文書の保管・公開等に機能を集約させることが、自治体アーカイブズにふさわしいあり方であるのか、また、日本のアーカイブズの未来に影響を与えるものとして適切であるかということであろう。

二 地域資料と自治体アーカイブズ

(一) 現状という制約

自治体アーカイブズを見た場合、行政文書部門と古文書部門のように、アーカイブズの中で部署そのものを分ける場合、古文書（民間伝来史料）について専門担当者が確保されることになり、それらの収蔵はひとまず維持される。部署を分けることができない場合は、アーカイブズの職員数そのものの問題と直結する。また、部署を二つ設けることによる負担もある。このような人員等の問題とともに、大きな壁となっているのは保管スペースの問題である。行政文書は、未来に亘って作成され続けるから、そのうち非現用となるものも増え続ける。現状ですら危うい保管スペースの将来に対して、収蔵資料を制限する発想は、アーカイブズの現場では実感を伴って理解される。つまり、保管スペースや人員といったアーカイブズを運営する現実的条件は極めて厳しく、これを議論の前提に置

く限り、収蔵対象の制限は避けて通れない問題ということになる。

こうした問題を見れば、現実を見ようとしないう／知らない「理想論」という批判を浴びることになる。しかし、現実はどうなのかがあっても改善できないと考えるのであれば、そもそも戦後日本社会にアーカイブズを設置しようという運動も生まれなかったのではないであろうか。現状は厳格に把握しなければならないが、それについての判断を停止して、現状に追従する議論を展開することが、実践と結びついたアーカイブズ学ということになるのだろうか。

現在機能しているアーカイブズは、設置以前から今日に至る試行錯誤の中で、より適切な選択を積み重ねてきた結果である。しかし、その努力をもって無条件に肯定することは適切ではない。さまざまな条件に規定されて、現実のアーカイブズは運営されているのであり、それ自身を歴史的な存在と見なければならぬ。ところが、近年のアーカイブズ学の論調は、現状に規定されたアーカイブズをあるべき姿と理解しているような印象を受ける。現状を把握し必要であれば配慮することと、現状を肯定するための議論を作り上げることは違う。アーカイブズとして求められるのは何かという議論があり、さまざまな条件の中でどのようなアーカイブズを模索していくか、そのための活動を展開していくかという議論が、実践と結びついたアーカイブズ学として要請されるのではないであろうか。

(2) 設置母体とアーカイブズに求められる機能

この稿でも、アーカイブズの設置母体という表現を用いているように、アーカイブズの機能を説明するとき、設置母体という言葉を用いると説明しやすくなる。しかし、アーカイブズは設置母体で作成した文書記録のみを扱う

べきであるか検証が必要であるように、アーカイブズと設置母体の関係は単純ではない。設置母体の性格は、設置された施設に反映するが、両者は常にイコールではない。自治体が設置したアーカイブズは、当該自治体のアーカイブズ施設であるが、そこに機能を限定すべきが問われる。地域資料を利用可能な環境を整え、地域の歴史に関する理解の一助をなすことは、自治体に期待される公共機能であろう。その機能をアーカイブズが担うことはアーカイブズ本来の趣旨にそぐわないものであるか、より適切な施設がその機能を担うことが相応しいのか、これを現状とあるべき姿との二つの視点から考えていく必要がある。

利用者の立場から考えれば、アーカイブズに地域資料があれば利用しやすい。図書館も同様である。それは、これらの施設が収蔵資料の公開・閲覧を前提に運営されているからであり、所蔵されているながら所蔵の事実を公開していない資料は、どこにあっても見られない。これに対して展示という手法を中心とする博物館では、収蔵資料の閲覧は業務として想定されていないこともある。近年では、博物館に図書室が置かれている事例が多いが、収蔵資料の閲覧がそこでできるわけではない。収蔵資料の閲覧施設は設置されていないのである。これは博物館がどのような機能を果たしながら発展してきたかに関わるので、博物館に対し、日常的な業務として収蔵資料の閲覧を求めることは困難である。このように、機能の面からは、アーカイブズあるいは図書館に史資料が収蔵されている方が利用者にとっては使いやすい。ただしそれは閲覧＝公開を前提として収蔵されているという条件においてである。利用の便宜を考えることは、施設が設置されているだけの状態ではなく、実際に利用されるべく運営されることを考えたとき、重要な視点となるはずである。それは、利用実績という問題にとどまらず、利用者を主体に考えるというアーカイブズの基本姿勢の問題である。とくに自治体アーカイブズの場合、収蔵資料は自治体のもではなく、利用する市民のためにあるという理念を実践しようとするとき、利用者にとっての使いやすさはその指標となるの

ではないか。

自治体アーカイブズよりも適切な施設で地域の史資料を収蔵すべきという提言は、好意的に迎えられ、既に設置・運営されているアーカイブズも安泰ではない現状では、新規の施設を設置することは容易でないであろう。むろん、そのための努力を放棄すべきではないが、日本語で史料館と表記されるような施設に地域の史資料を収蔵することは最良の選択なのか、やや危惧するところがある。アーカイブズと史料館が併置されたとき、両者の間の機能分担は考える余地のないものであろうか。

アーカイブズとアーカイブズ設置母体で作成した文書記録はアーカイブズに、それ以外の個人・団体が作成した文書記録は史料館にという区分は明解である。しかし、この区分が自治体アーカイブズに常に有効か検証が必要である。自治体で作成した文書記録が廃棄処分にして民間団体に譲渡され、その後も正本は自治体所蔵とならなくとも、作成者が自治体であるという理由で複写物が自治体アーカイブズの収蔵対象となることは理解される⁽¹⁸⁾。では、戸長役場史料はどのように扱われることになるか。ここでは戸長役場と現在の自治体との連続性が問われることになる。地方自治制度のもとでの自治体とそれ以前の地方行政機構について、差異に注目して断絶するものと考えても、連続性を重視するか。さらに近世村役人の家に伝来した地方文書は、近代以降と断絶するものと考えてよいのか。これらは形式的な議論であり、アーカイブズと史料館それぞれの収蔵資料には連続性が認められるものがあることと理解していればよいと考えることも可能である。しかし、そのためには閲覧者に一定の知識を要求することになり、それを回避するためには、情報を丁寧に提示する必要がある。そうしなければ、アーカイブズの利用は広がらない。最も懸念されることは、地方行政機構の史資料として連続性が認められるとしても、ある時期までの文書記録は史料館に置くという基準⁽¹⁹⁾が独り歩きし、ある時期までの文書記録を史料といい、それ以降は資料という／史料ではな

いという言説が作られてしまうことである。まったく意図しないところから、史料と資料の相違の基準が生まれてしまうこと²⁰に加担する可能性は避けるべきであろう。アーカイブズが誤解に基づく規範を作ってしまうことは問題である。より本質的には、やはり自治体とは何か、自治体の業務文書とはどこまでを指すかという議論を行ない、その結論に責任を持つて史料館に収蔵すべき史料群を選定することになろう。繰り返すがその行為は波及する。

このような、地域資料への姿勢は、大学アーカイブズにおいては、教育・研究資料への姿勢という問題となる。大学アーカイブズでは、業務の捉え方が教育・研究資料の扱いに反映するが、大学とはどのような存在であり、そのゆえに大学アーカイブズはどのようなあるべきかという問題設定は、自治体アーカイブズと共通する。

現状の制約を議論の出発点とするのではなく、重い条件のひとつであることを認識しつつ、アーカイブズとは何か、どこを指していくかを問うことはアーカイブズ学の重要な責務であろう。

むすびにかえて

この稿では、まず、業務文書の収蔵はアーカイブズにとって本来前提として考えるべきであり、アーカイブズもまた自身の業務文書を保管すべきことを指摘した。その上で、自治体アーカイブズが地域の史資料を収蔵することは、アーカイブズの方向性を歪めるものではないと考えた。また、大学アーカイブズにおける教育・研究資料の収蔵は、業務文書としての性格と、大学アーカイブズが果たすべき役割から、肯定すべきことを再確認した。

組織が本来果たすべき業務が果たされていないため、非現用となった業務文書の保管がアーカイブズに求められているのであるが、それは、この社会にアーカイブズ文化が根付いていく過程と位置付けるべきである。アーカイ

ブズ学は、その先も展望するものでありたい。

稿の終わりに、業務文書の保管という現状の課題もまた、現時点ではきわめて困難であることについて記しておきたい。アーカイブズを設置して、業務文書の作成・管理部署から移管することが、アーカイブズが機能するために求められるのであるが、分節化が進んだ組織において、それが実際に機能することは容易ではない。

業務が適正に行なわれていることを検証するために、アーカイブズでの保管が必要であるという正論が必ずしも理解されとは限らないのである。組織が社会的な存在であれば、正論はそれとして理解されるが、組織の構成員は、不適正な業務の結果を抹消することがなぜ不適切であるかということを根本的には理解しない。業務文書が何のために作成され保管されるのかという目的はなく、組織における業務の意味が理解されていないのである。

まったく別の関心からの指摘であるが、情報を開示しない組織はそのことによって淘汰されるものではないとされる。⁽²¹⁾ 功利主義的な説明でアーカイブズ文化を根付かせることが困難であれば、別の方法を考えていかなければならない。これまで述べてきたこと、これまで述べられてきたことの繰り返しとなるが、社会を構成する組織等の記録を残すことの必要性は、何らかの論理的帰結として説明されるのではなく、あるべき前提として説明していかなければならないのかと⁽²²⁾思われる。

- (1) ここで念頭においているのは、自治体アーカイブズ、大学アーカイブズを事例として取り上げながら、それらの固有の性格を強く意識することでアーカイブズ一般に展開する指向をもった議論である。この稿もまた、私の狭い理解によりながら、個別のアーカイブズにとどまらない議論を目指している。
- (2) 近年では、歴史学界は、指定管理者制度の問題を契機に博物館などの運営について積極的に議論を展開している。『歴史評論』第六八三号、二〇〇七年三月での特集「転換期の中の歴史系博物館」、『歴史学研究』第八三八号、二〇〇八年三月での小特集「指定管理者制度と歴史学」など。
- (3) 桑尾光太郎・谷本宗生「大学アーカイブズのあゆみ」全国大学史料協議会編『日本の大学アーカイブズ』、京都大学学術出版会、二〇〇五年。
- (4) 小池聖一「大学文書館論」『近代日本文書学研究序説』、現代史料出版、二〇〇八年。初出は二〇〇七年三月。
- (5) デジタル・アーカイブズ、データ・アーカイブズでは、収集型アーカイブズをアーカイブズとして理解する語法は一般化している。また、施設としてアーカイブズでも、こうした命名が増えていくであろう。久留島典子「女性アーカイブズの役割と可能性」『国立女性教育会館研究ジャーナル』第二二号、二〇〇八年三月。
- (6) 富永一也「われわれのアーカイヴズ」『京都大学文学文書館研究紀要』第二号、二〇〇四年二月は、世界各国のアーカイブズの定義が一樣ではないことを指摘している。
- (7) 私立大学の文書が情報開示請求の対象となっているか否を論拠とする批判が予想されるが、アーカイブズとして、そのような発想が適切であるか疑問である。
- (8) 半現用文書の管理はアーカイブズが行なうか、現用段階の管理部署が管理すべきか、現実には多様な事例があると考えられる。重要なことは、アーカイブズが文書作成段階からの総合的な監修を行なうことであり、半現用文書についての議論はこの稿では展開しない。
- (9) 永井英治「学会アーカイブズという課題」『名古屋大学大文学資料室紀要』第一五号、二〇〇七年三月。
- (10) 菅真城「自己点検・評価」『教育研究』と大学アーカイブズ『アーカイブズ学研究』第八号、二〇〇八年。
- (11) 西山伸「大学アーカイブズの現状と今後」『日本の大学アーカイブズ』(前掲)。
- (12) 永田英明「大学アーカイブズ資料論」『日本の大学アーカイブズ』(前掲)。
- (13) 鎌田和栄「公文書館」施設と、「古文書」「民間所在資料」

のより良い保存・公開に関する一考察」『京都大学大学文書館研究紀要』第四号、二〇〇六年三月。

(14) 森本祥子「大学組織のアーカイブズ・理論と実践の提示への期待」『日本の大学アーカイブズ』（前掲）。

(15) 富善一善「村方文書管理史研究の現状と課題」国文学研究資料館アーカイブズ研究系編『藩政アーカイブズの研究―近世における文書管理と保存―』、岩田書院、二〇〇八年は、村の文書管理に関する自己の研究成果が前近代の文書館の発見と評価されたことに、公開性という点から抑制的に考えるが、作成・保管の目的という点でこのように理解することは可能と考える。

(16) 大久保利謙「総理府における国立公文書館設立計画の由来と現況」『史学雑誌』七三編四号、一九六四年四月。

(17) 瀬畑源「情報公開法と歴史研究―公文書管理問題を中心として―」『歴史学研究』八三九号、二〇〇八年四月。

(18) 加藤聖文「喪われた記録―戦時下の公文書廃棄―」『国文

学研究資料館紀要アーカイブズ研究篇』第一号、二〇〇五年三月。

(19) これは、自治体史のある部分までは史料館におかれ、ある部分からはアーカイブズに置かれる事態を想定すれば、その不自然さが了解されよう。

(20) 私の狭い見聞では、史料集に掲載する史料を改変することを疑問視しない郷土史家たちの主張により、近世までは史料、近現代は資料と表記することになる自治体史が準備されている。

(21) 小林佳世子「内生的情報開示モデルについて」『南山経済研究』第二一卷第三号、二〇〇七年三月。

(22) 国や自治体の業務文書であれば、業務を担当した国や自治体のために文書記録が保管されるのではなく、市民の財産として当然保管・公開されなければならないと考えることである。

What is Archival Collection?

NAGAI Eiji

Abstract

In this paper, I considered archival collection by an example study on municipally-established and university archives. My conclusion is summed up as follows:

1. To collect administrative documents is not a future assignment but a basic function of archives. And archives itself must collect its own administrative documents.
2. If an archivist denied collecting historical sources on area, it may cause misunderstandings the difference between written sources and historical sources. What municipally-established archives collect historical sources does not destroy perspective of archives.

In present Japan, archives must collect non-current administrative documents. It is the process which the archival culture stays in Japan. Archival science should see through the next step.